

自動販売機により提供する商品等の表示に関する規程

昭和五十二年四月十九日
告示第五百四十二号

改 平成 八年 五月二八日告示第九一五 平成 九年 二月二五日告示第二四九
正 号 号

自動販売機により提供する商品等の表示に関する規程を次のように定める。

自動販売機により提供する商品等の表示に関する規程
(趣旨)

第一条 この告示は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）第十九条第一項の規定に基づき、自動販売機により提供する商品等に関する表示の基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 商品等 別表商品等の区分欄に掲げる商品及び役務をいう。
- 二 自動販売機 商品等を自動的に提供する機械又は装置をいう。
- 三 提供業者 自動販売機により商品等を継続し、かつ、反復して提供する事業者（事業者が組織する団体を含む。）をいう。

(表示事項)

第三条 提供業者は、自動販売機により商品等を提供するに当たっては、別表商品等の区分欄に掲げる商品等の区分に応じた同表表示事項欄に掲げる事項（同表表示除外事項欄に掲げる事項を除く。）を表示しなければならない。ただし、企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により商品等を提供する場合については、この限りではない。

(表示方法)

第四条 前条の規定による表示は、別表表示方法欄に掲げる方法によらなければならない。

2 前条の規定による表示は、前項の規定によるほか、自動販売機の正面の見やすい箇所に地色と対照的な色を用いて表示する方法によらなければならない。

附 則

この告示は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附 則（平成八年五月二十八日告示第九百十五号）

この告示は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則（平成九年二月二十五日告示第二百四十九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。

別表（第二条—第四条関係）

商品等の区分	表示事項	表示除外事項	表示方法
一 弁当類（米飯を主な原料として使用したもので直ちに食用に供されるものに限る。）	イ 主な原材料名 ロ 内容量 ハ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） (必要に応じて時間まで記載すること。)	(1)自動販売機の外側から提供する商品の中身を見ることができない自動販売機又は包装に付された主な原材料名の表示を容易に識別できる自動	(一) 主な原材料名の表示にあつては、使用する割合の多い原材料（水を除く。）から順に記載する方法 (商品等の区分欄第一号、第二号、第四号及び第八号

<p>二 めん類（うどん、そば、中華そば、やきそば、スパゲツテイ等で、自動販売機の中で加温され、又は給湯された後、直ちに食用に供されるものに限る。）</p>	<p>イ 主な原材料名 ロ 内容量（めん等の重量に限る。） ハ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）</p>	<p>販売機により提供する商品の主な原材料名 (2) 自動販売機の外側から提供する商品の包装に付された内容量の表示を容易に識別できる自動販売機により提供する商品等の区分欄第一号から第八号までに掲げる商品の内容量 (3) 冷凍食品、レトルトパウチ食品及び自動販売機の外側から提供する商品の包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示を容易に識別できる自動販売機により提供する商品の消費期限又は賞味期限（品質保持期限） (4) 故障、苦情等を適切に処理することができる鉄道等の乗車券の自動販売機及び管理者が常駐し、故障、苦情等を適切に処理することができる自動販売機の管理者の氏名、所在地及び電話番号</p>	<p>に掲げる商品の主な原材料名の表示にあつては、当該商品の見本又はカラー写真を示す方法) (二) 商品等の区分欄第一号から第四号までに掲げる商品の内容量の表示にあつてはグラムの単位で、同欄第五号から第八号までに掲げる商品の内容量の表示にあつてはミリリットルの単位で、単位を明記して記載する方法 (三) 消費期限（容器包装の開かされていない製品が表示された保存方法に従つて保存された場合、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。以下同じ。）又は賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かされていない製品が、表示された方法に従つて保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる時期をいう。以下同じ。）が同一の商品の消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示にあつては、「消費期限（賞味期限（品質保持期限））平成九年〇月〇日」に準じ</p>
<p>三 ハンバーガー、シューマイ及び肉まん類（直ちに食用に供されるものに限る。）</p>	<p>イ 主な原材料名 ロ 内容量 ハ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）（必要に応じて時間まで記載すること。）</p>		
<p>四 そうざい、魚介類加工品、食肉製品、豆腐及びその加工品、菓子、パン、アイスクリーム類並びにめん類（第二号に掲げるもの及び乾めんを除く。）</p>	<p>イ 主な原材料名 ロ 内容量 ハ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）</p>		
<p>五 乳類</p>	<p>イ 内容量 ロ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）</p>		
<p>六 次号に掲げるもの以外の清涼飲料水（直ちに飲用に供されるものに限る。）</p>	<p>イ 主な原材料名 ロ 内容量</p>		
<p>七 コーヒー・ココア類（直ちに飲用に供されるものに限る。）</p>	<p>内容量</p>		
<p>八 みそ汁、スープ類（直ちに飲用に供される</p>	<p>イ 主な原材料名 ロ 内容量</p>		

ものに限る。)			
九 前各号に掲げるもの並びにその他のすべての商品及び役務	故障、苦情等を適切に処理することができる自動販売機の管理者（食品を提供する自動販売機にあつては、食品の衛生管理をすることができる者に限る。）の氏名、所在地及び電話番号		<p>て消費期限又は賞味期限（品質保持期限）を記載する方法</p> <p>(四) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）を異にする二以上の商品の消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示にあつては、「消費期限（賞味期限（品質保持期限））平成九年〇月〇日から平成九年〇月〇日まで」又は「この自動販売機に収納されている商品の直近の消費期限（賞味期限（品質保持期限））は、平成九年〇月〇日です。」に準じて消費期限又は賞味期限（品質保持期限）を記載する方法</p>